

第3回嬉野市議会定例会議案

令和3年9月3日提出

嬉野市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
7	令和3年9月3日	専決処分（第4号）の報告について	1
8	〃	専決処分（第5号）の報告について	3
9	〃	専決処分（第8号）の報告について	5
10	〃	令和2年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	別冊
11	〃	令和2年度嬉野市健全化判断比率の報告について	〃
12	〃	令和2年度嬉野市資金不足比率の報告について	〃
13	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
58	令和3年9月3日	専決処分（第7号）の承認を求めることについて（嬉野市災害時等における入湯税の課税の特例に関する条例について）	7
59	〃	専決処分（第6号）の承認を求めることについて（令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第6号））	別冊
60	〃	嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
61	〃	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	12
62	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
63	〃	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	16
64	〃	売買契約の締結について	18
65	〃	令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）	別冊
66	〃	令和3年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
67	〃	令和2年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
68	〃	令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
69	〃	令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
70	〃	令和2年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	〃
71	〃	令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
72	〃	令和2年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
73	〃	令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
74	〃	令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
75	〃	令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃

諮問番号	提出年月日	諮問名	頁
2	令和3年9月3日	人権擁護委員候補者の推薦について	19

報告第7号

専決処分（第4号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第4号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月16日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

嬉野市嬉野老人福祉センターの外壁が老朽化により剥落し、相手方所有の軽自動車を破損（ボンネットへこみ）させた。

2 事故発生年月日

令和3年6月7日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿丙2390番地2

嬉野市嬉野老人福祉センター敷地内

4 損害賠償額

金53,350円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

嬉野市塩田町大字馬場下甲1967番地

社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会

報告第8号

専決処分（第5号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第5号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月3日

嬉野市長　村上　大祐

1 事故の内容

右側から近付いてきた相手方所有の車両に気付かずに職員が公用車を発進させたため、相手方車両の助手席側のドアに接触し、損傷を与えた。

2 事故発生年月日

令和3年6月30日 午後1時45分頃

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
嬉野市役所塩田庁舎駐車場

4 損害賠償額

金110,811円

5 過失割合

90パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第9号

専決処分（第8号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月25日

嬉野市長　　村上　大祐

1 事故の内容

車に積んでいたマイナンバー広報用のテレビとDVDデッキを市職員が下ろそうしたところ、不注意により当該DVDデッキが相手方所有である隣接車両に接触し、損傷（へこみ）が発生した。

2 事故発生年月日

令和3年7月28日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

嬉野市役所嬉野庁舎駐車場

4 損害賠償額

金83,089円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方

議案第 58 号

専決処分（第 7 号）の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市と嬉野温泉旅館組合が締結した『災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定』に基づき被災者が市内宿泊施設を利用する場合に係る入湯税の課税免除を行うため、条例を制定し、令和 3 年 8 月 20 日から施行する必要があった。

専決処分第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市災害時等における入湯税の課税の特例に関する条例を次のとおり専決処分する。

令和3年8月20日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市災害時等における入湯税の課税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地震、風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）による被災者に対する入湯税の課税免除を行うことを目的とする。

(課税免除の措置)

第2条 市長は、災害等による被災者で災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定により嬉野温泉旅館組合の宿泊施設に宿泊する者に対し、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）第141条の規定にかかわらず入湯税を課さない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

嬉野市個人情報保護条例（平成 21 年嬉野市条例第 21 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

「第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改める。

第36条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」を「番号法」に、「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第2条各号中「法」を「番号法」に改める。

第4条第1項中「法」を「番号法」に改め、同条第2項ただし書中「法」を「番号法」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第3項中「法」を「番号法」に改める。

第5条第1項中「法第19条第10号」を「番号法第19条第11号」に改める。

附則中「法」を「番号法」に改める。

別表第2の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「実施若しくは」を「実施又は」に改め、同表8の項中「（昭和26年法律第193号）」を削り、同表10の項中「（昭和46年法律第73号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
嬉野市条例第28号）の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第
61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雜則（第49条）」に改める。
本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正
本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報
が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこと
が規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に
係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ
とができるない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供
されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険条例（平成 18 年嬉野市条例第 105 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）により、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

売買契約の締結について

嬉野市小学校タブレット端末等購入について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 嬉野市小学校タブレット端末等購入

2 契約の方法 条件付一般競争入札

3 契約金額 29,770,400円

4 契約の相手方

所在地 佐賀市鍋島町大字森田902番地

氏名 株式会社 学映システム

代表取締役 岡村 祐臣

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 契約金額が、嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第3条の規定に該当するため、議会の議決が必要である。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1506番地2

氏 名 高井 仁司

昭和35年10月21日生

令和3年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。